

資 料 編

- ・十日町市こども計画の策定経過
- ・子ども・子育て、こどもアンケート調査結果
- ・母子保健計画に係る成果指標の現状
- ・十日町市の教育・保育施設等一覧
- ・十日町市子ども・子育て会議委員
- ・十日町市子ども・子育て会議条例

十日町市こども計画の策定経過

開催年月日	項 目	概 要
令和5年 11月9日	令和5年度第1回 十日町市子ども・子育て会議	こども計画策定に係るアンケート調査（案）について
令和5年 11月24日～ 12月8日	子ども・子育てに係るアンケート調査の実施	＜対象＞ ・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・13歳から18歳までのこども
令和6年 3月26日	令和5年度第2回 十日町市子ども・子育て会議	こども計画策定に係るアンケート調査結果（速報値）について
令和6年 7月23日	令和6年度第1回 十日町市子ども・子育て会議	こども計画策定に係るアンケート調査結果及び計画策定の方針について
令和6年 12月13日	令和6年度第2回 十日町市子ども・子育て会議	十日町市こども計画（案）について
令和6年 12月23日～ 1月10日	パブリックコメント実施	
令和7年 3月4日	令和6年度第3回 十日町市子ども・子育て会議	十日町市こども計画策定について
令和7年 3月	計画策定	



子ども・子育て、こどもアンケート調査結果

調査の概要

(1) 調査目的

当市が「こども計画」を策定するにあたり、教育・保育・子育て支援等について市民のニーズ（現状と今後の意向等）を把握し、策定の基礎資料とすることを目的に実施。

(2) 調査の実施要領

就学前児童保護者用、小学生児童保護者用、13歳から18歳のこども用の3種類の調査票を作成し、各調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により実施した。

就学前児童の保護者	
調査時期	令和5年11月24日～令和5年12月8日
調査対象者 及び調査方法	十日町市に在住する0歳～6歳の就学前のこどもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布及び回収は郵送方式とした。
小学生児童の保護者	
調査時期	令和5年11月24日～令和5年12月8日
調査対象者 及び調査方法	十日町市に在住する小学校1年生～6年生のこどもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布及び回収は郵送方式とした。
13歳から18歳のこども	
調査時期	令和5年11月24日～令和5年12月8日
調査対象者 及び調査方法	十日町市に在住する13歳から18歳のこどもを無作為に抽出し、調査票の配布は郵送で行い、回収は郵送方式またはWebアンケート方式とした。

(3) 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	660 件	307 件	46.5%
小学生児童用	1,540 件	697 件	45.3%
13歳から18歳の 学生・社会人用	800 件	279 件	34.9%

(4) 調査結果に関する注意点

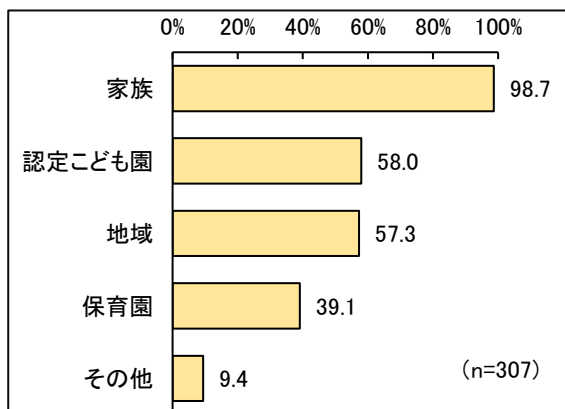
- ・結果は百分率（％）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100％にならないことがある。
複数回答（2つ以上の回答）では、合計が100％を超える場合がある。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（％）を算出するための基数である。
- ・本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分がある。

調査結果（抜粋）

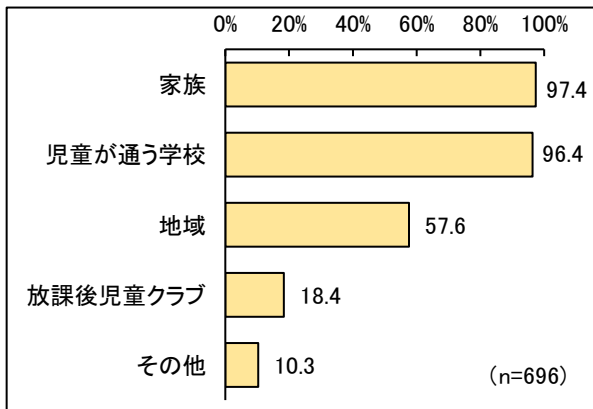
<就学前児童の保護者・小学生児童の保護者向けアンケート>

問 8 あて名のお子さんの子育てに、影響すると思われる環境をお答えください。

【就学前児童】



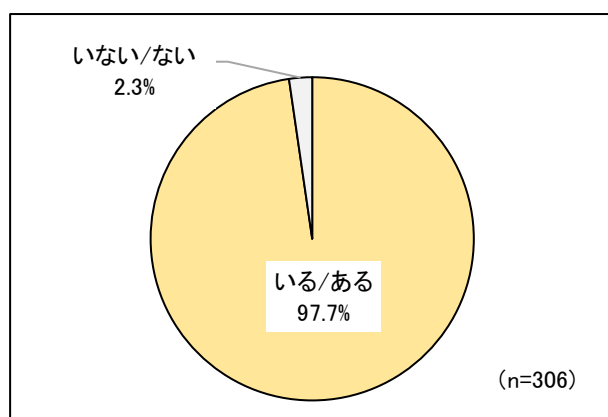
【小学生児童】



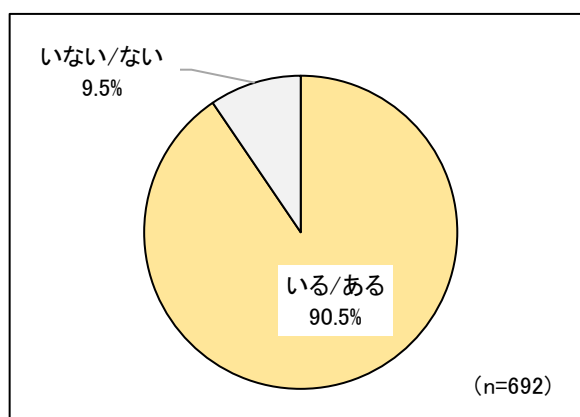
問 10 あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。

また、相談できる場所がありますか。

【就学前児童】



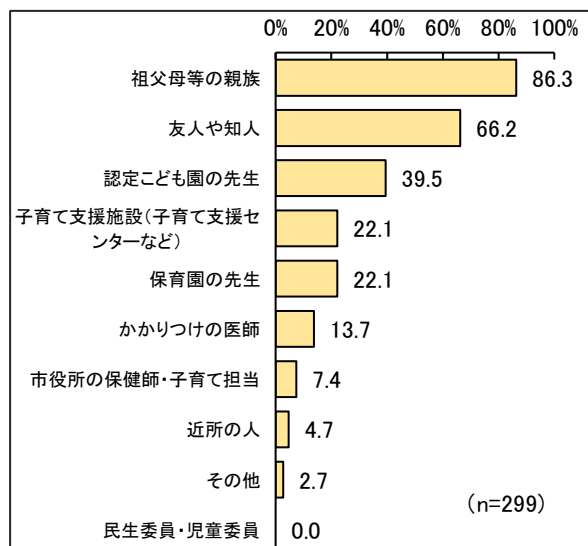
【小学生児童】



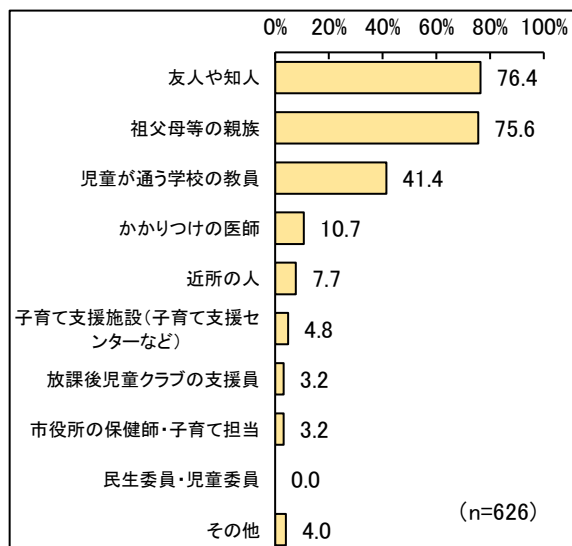
問 10 で「いる／ある」に○をつけた方にかがいます。

問 10-1 あて名のお子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

【就学前児童】



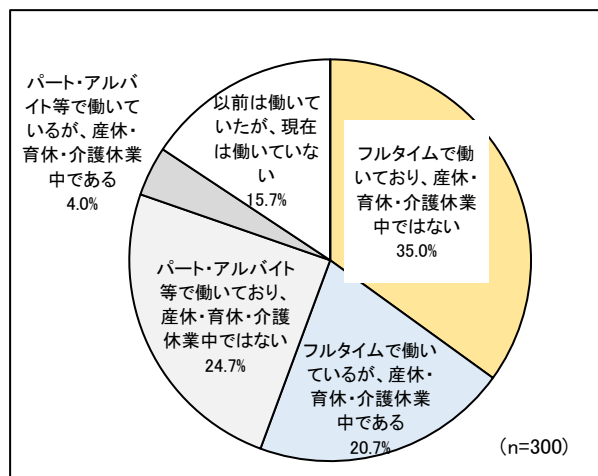
【小学生児童】



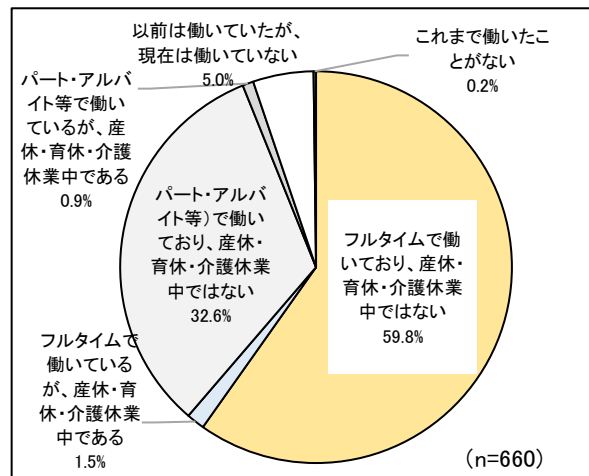
問 11 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

母親

【就学前児童】

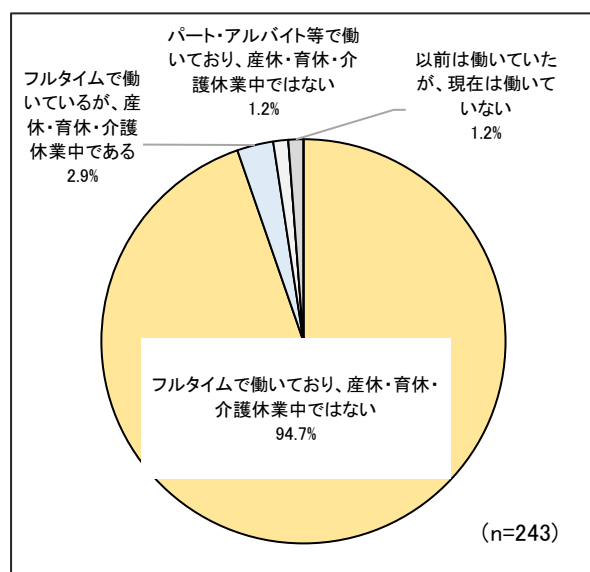


【小学生児童】

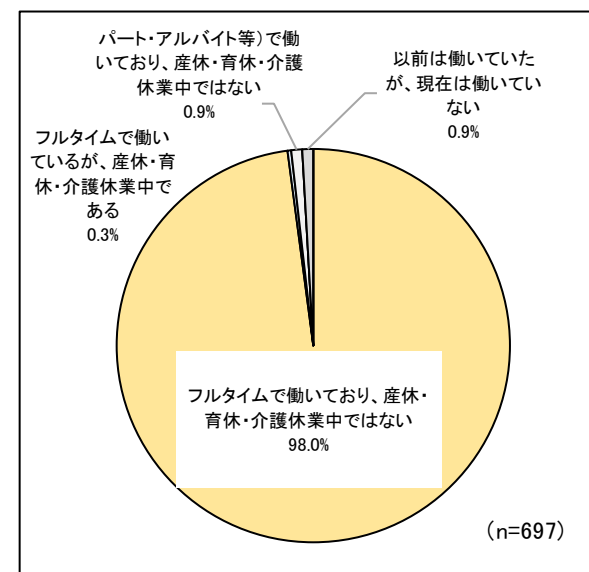


父親

【就学前児童】

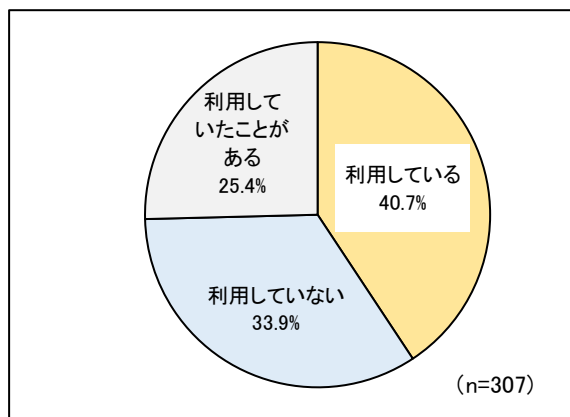


【小学生児童】



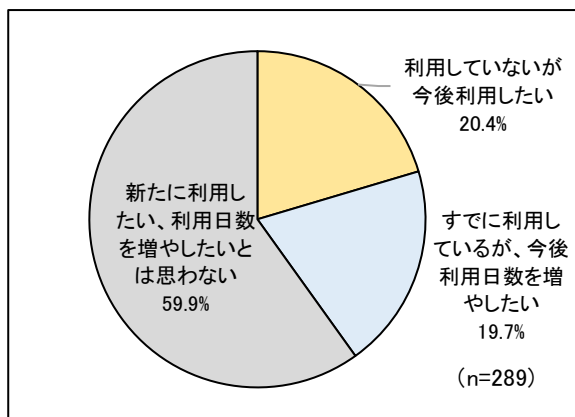
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 16 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」等と呼ばれている。）を利用していますか。



(就学前児童用調査票のみの設問)

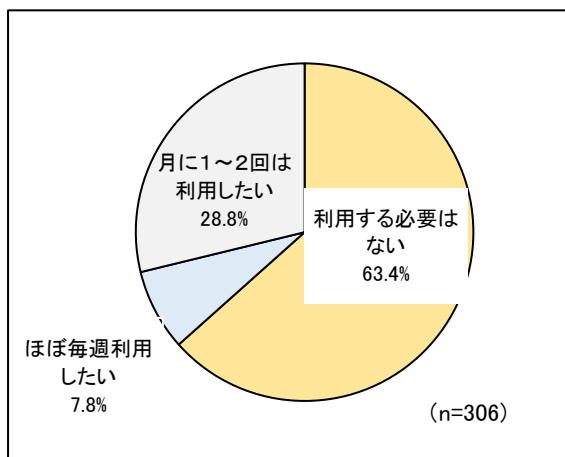
問 17 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。



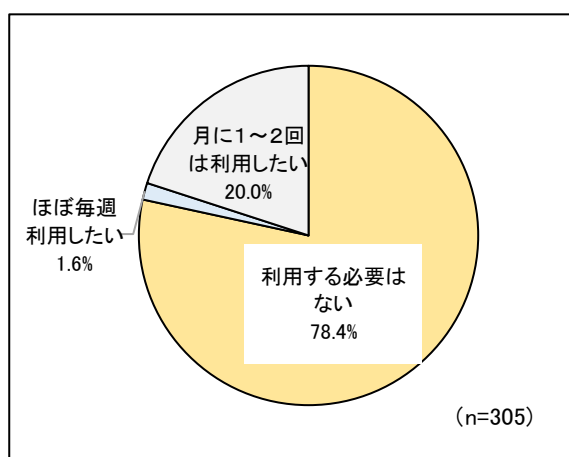
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 19 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な保育・教育のサービスの利用希望はありますか。当てはまるもの1つをお答えください。（一時的な利用は除きます。）

土曜日

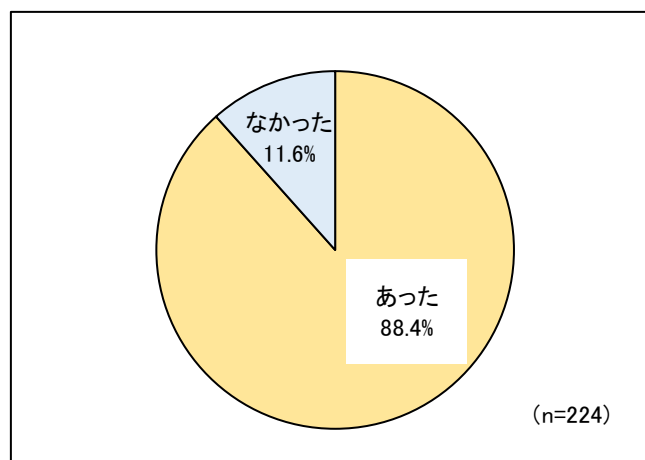


日曜日・祝日



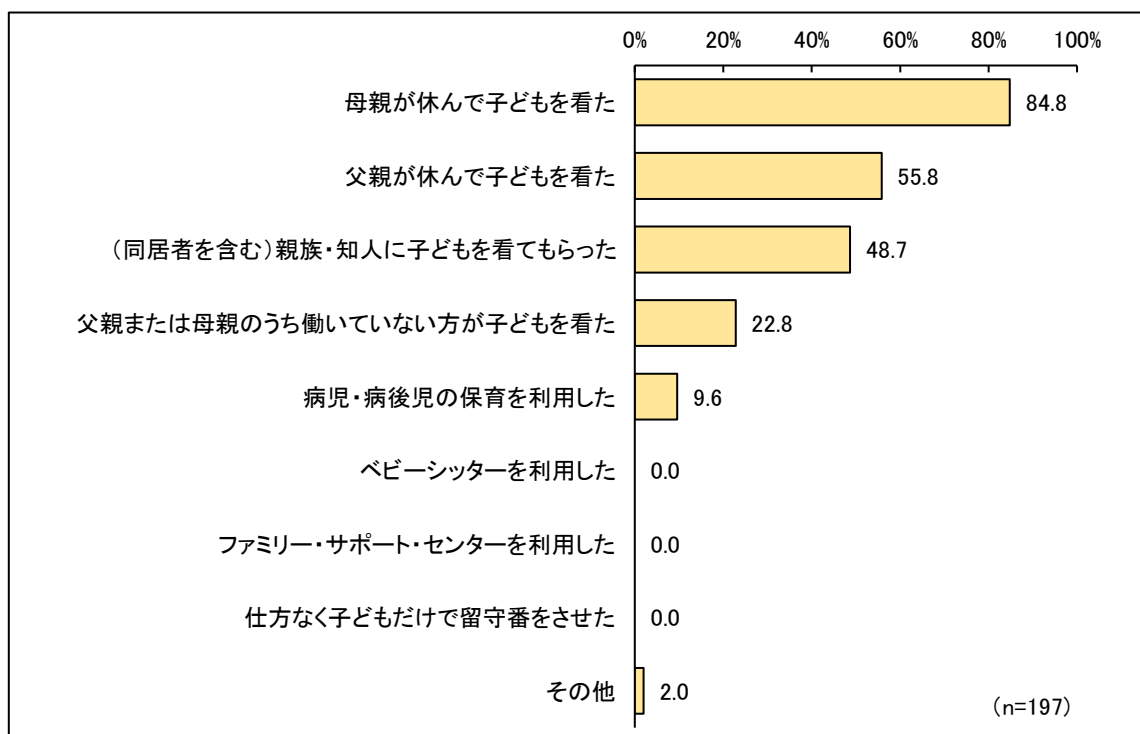
問 14 で「平日の定期的な保育・教育のサービスを利用している」と回答した方にうかがいます。

問 20 この 1 年間に、あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかったことはありますか。



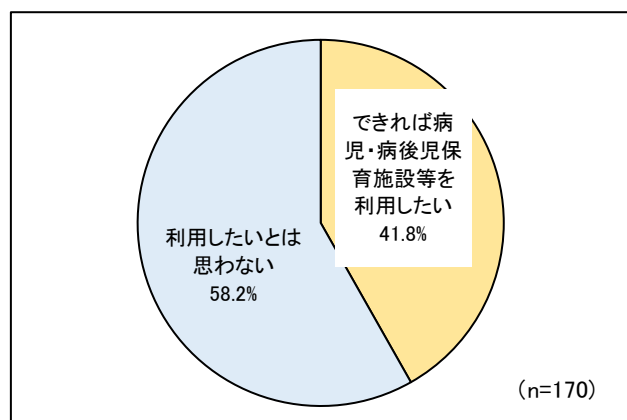
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 20-1 この 1 年間に、あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかった場合に行った対処方法として、当てはまるものすべてをお答えください。



問 20-1 で「母親が休んで子どもを看た」「父親が休んで子どもを看た」のいずれかに回答した方にうかがいます。

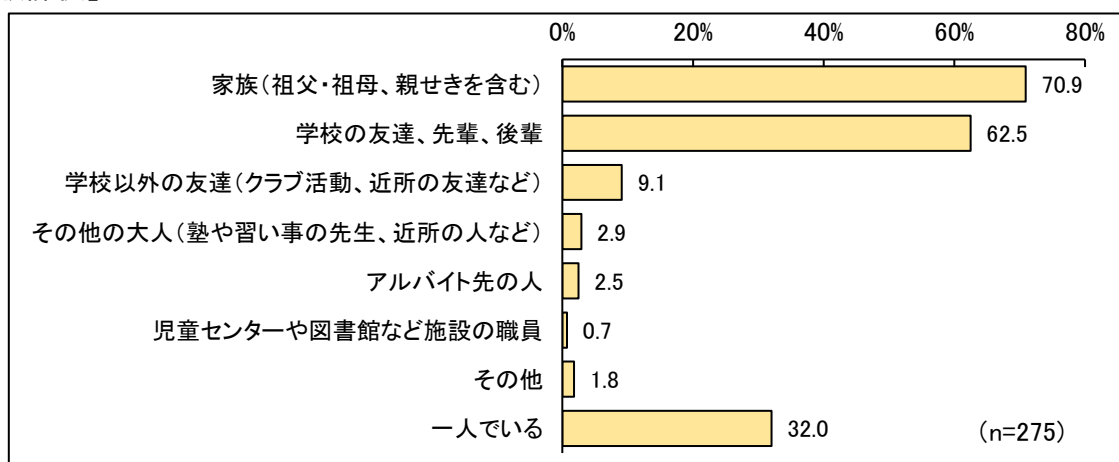
問 20-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまるもの 1 つに○をつけてください。



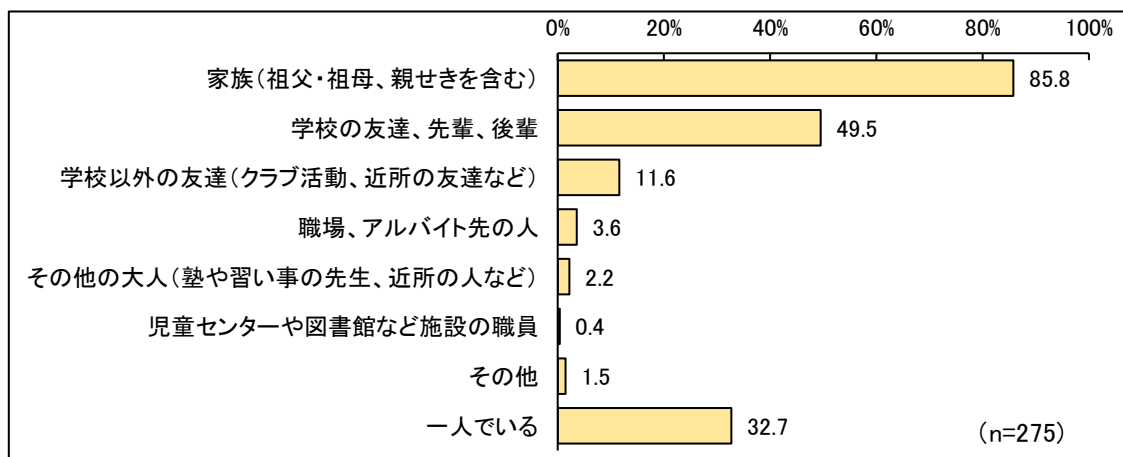
<13 歳から 18 歳の子ども向けアンケート>

問 7 放課後や休日に、だれと一緒に過ごすことが多くなっていますか。当てはまるものを 3 つまでお答えください。

【放課後】

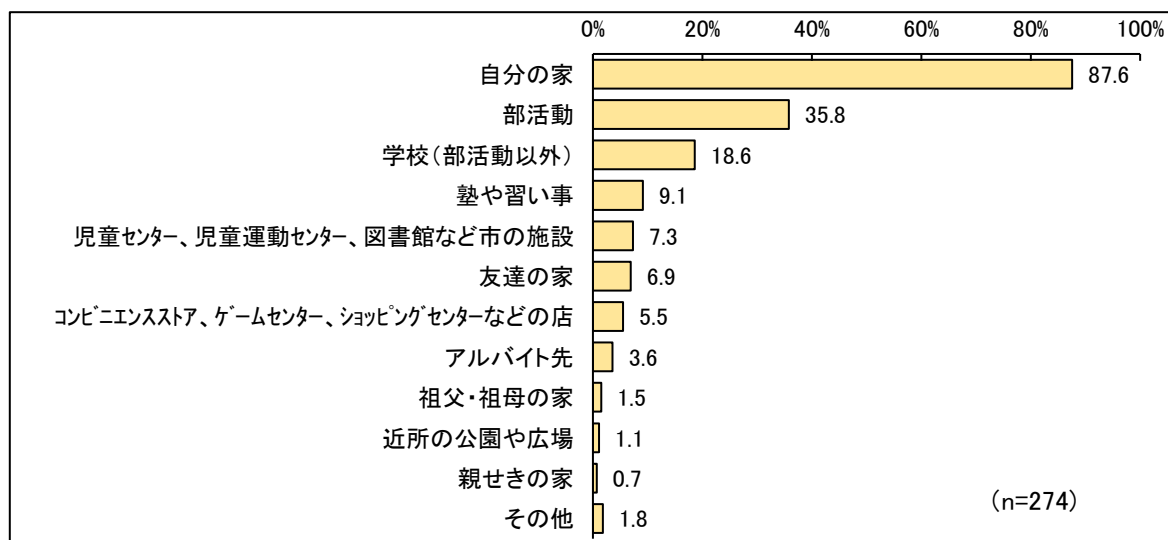


【休日】

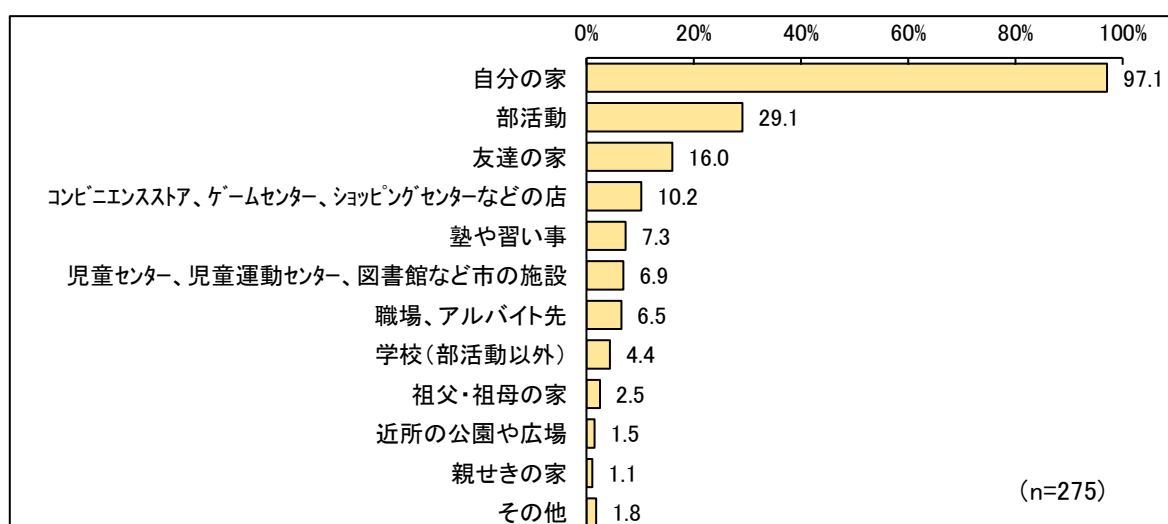


問8 放課後や休日に、どこで過ごすことが多くなっていますか。当てはまるものを3つまでお答えください。

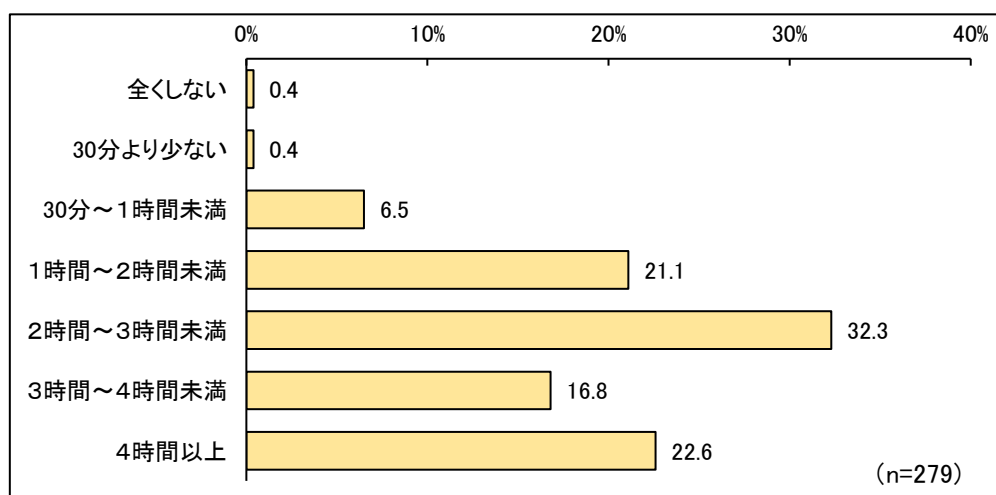
【放課後】



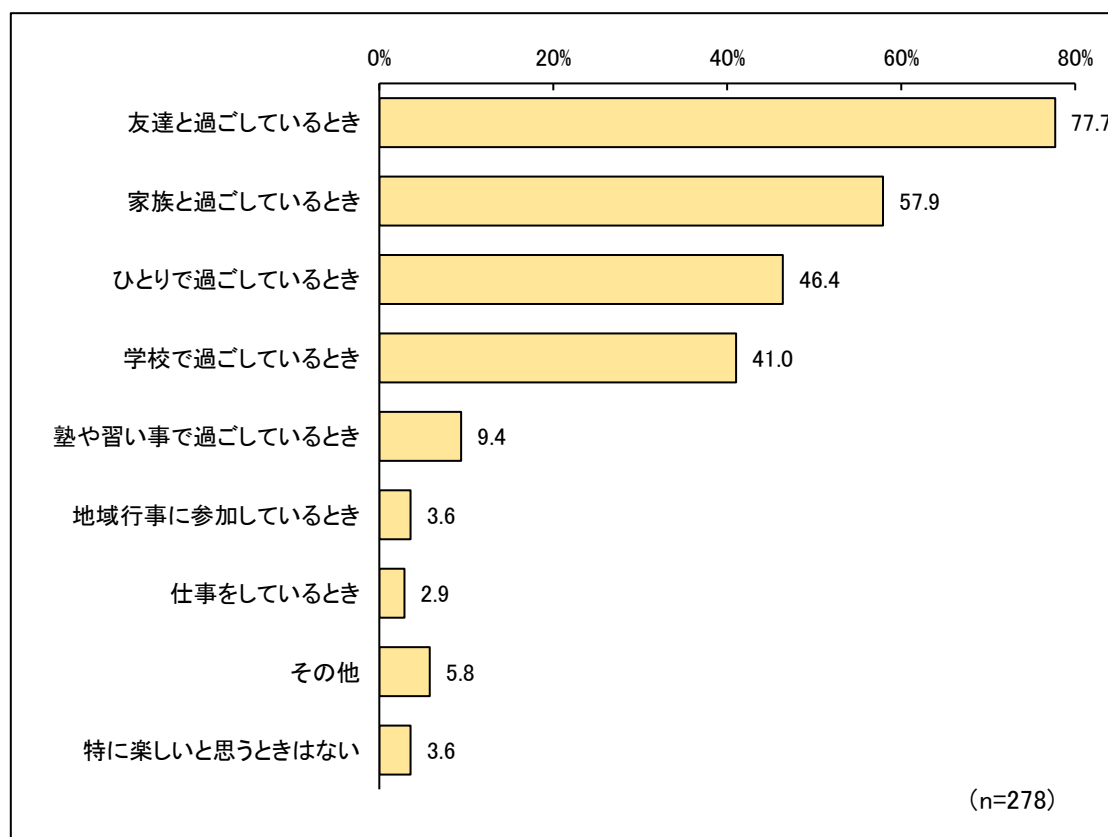
【休日】



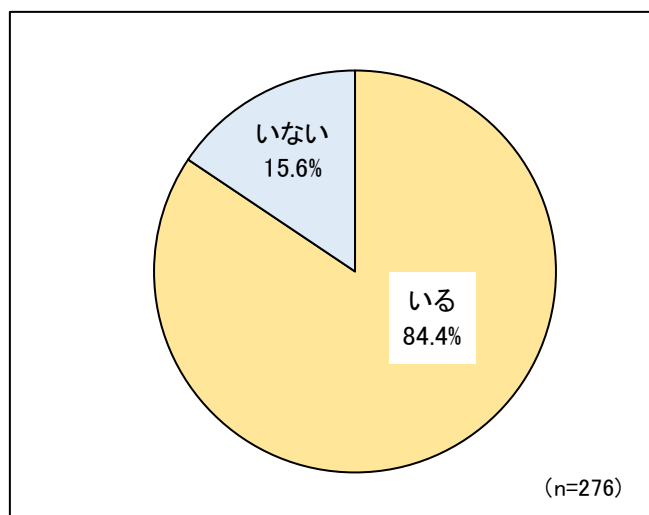
問9 スマートフォン・携帯電話、タブレット、ゲーム機の学校や仕事以外での1日の使用時間はどのくらいですか。当てはまるもの1つをお答えください。



問 10 今、楽しい（充実している）と感じるのはどんなときですか。当てはまるものすべてをお答えください。

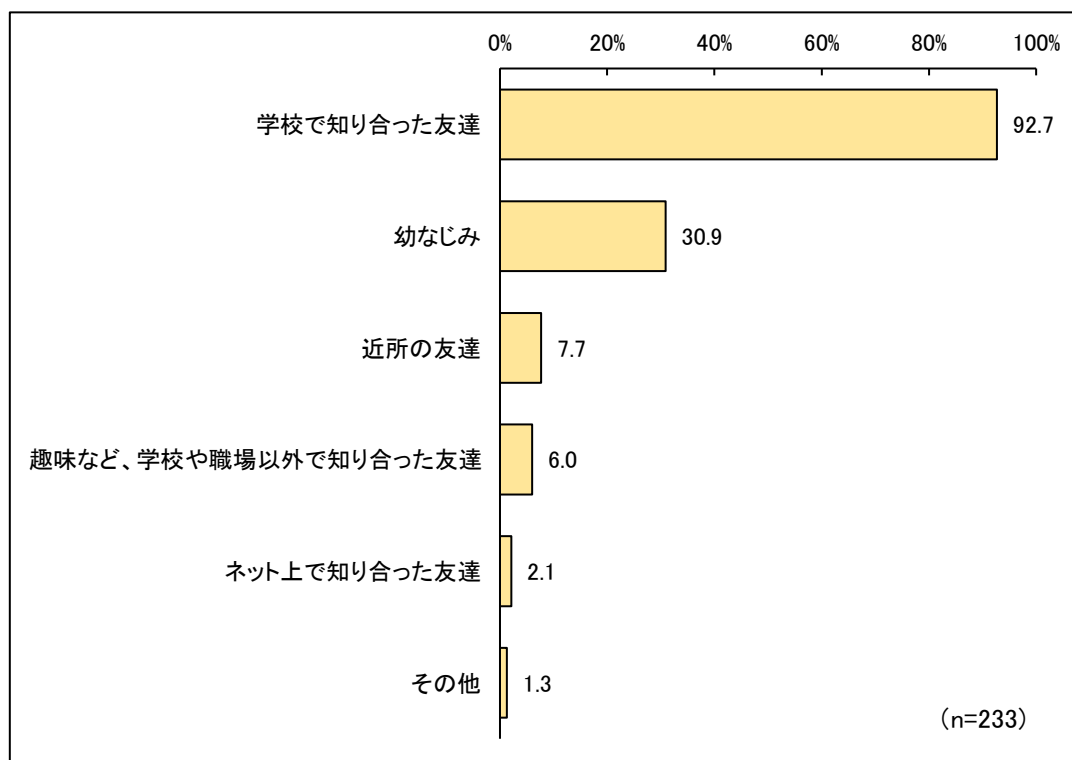


問 15 何でも話せる友達がいますか。当てはまるもの 1 つをお答えください。

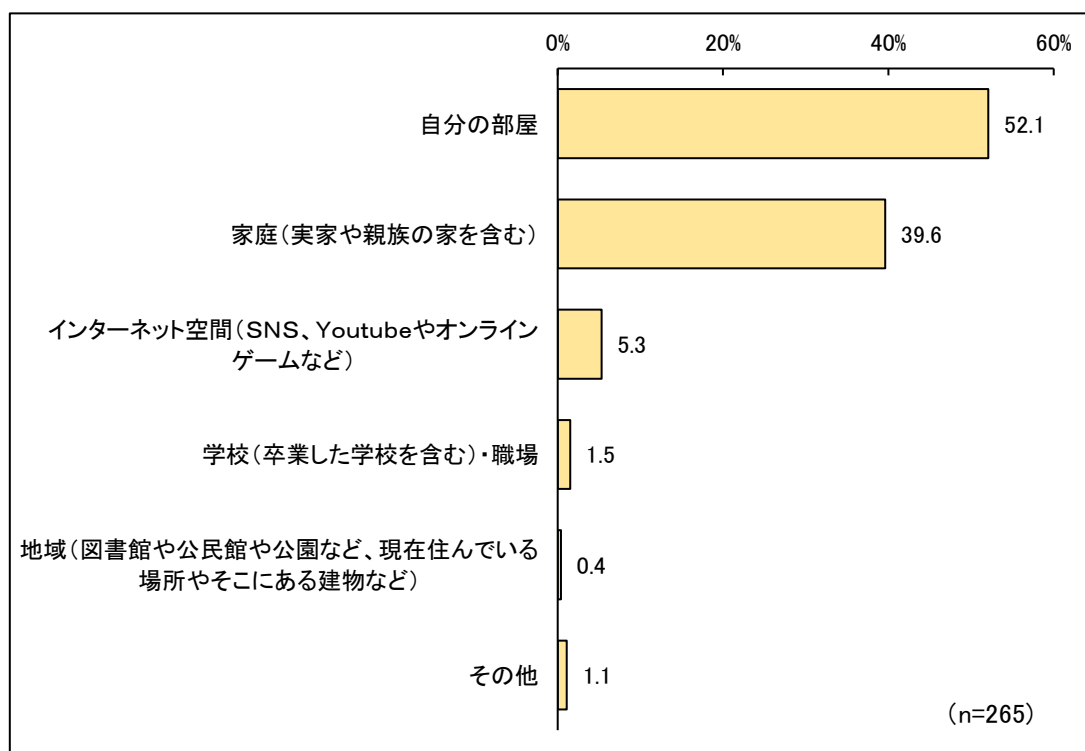


問 15 で何度も話せる友達が「いる」と回答した方にうかがいます。

問 16 何でも話せる友達はどうの人ですか。当てはまるものをすべてお答えください。



問 17 次の場所はあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。もっとも当てはまるもの1つをお答えください。



母子保健計画に係る成果指標の現状

～「健やか親子 21（第 2 次）」における中間評価の全国及び県との比較～

1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(単位：％)

指 標		全国	十日町市		
		R2	R3	R4	R5
妊娠出産について満足している者の割合 (3・4 か月児)		82.6	95.8	97.3	94.1
むし歯のない 3 歳児の割合		88.2	86.1	87.0	91.2
乳幼児健康診査未受診率	3・4 か月児	6.0	1.8	0.5	1.6
	1 歳 6 か月児	4.8	4.1	0.9	1.1
	3 歳児	5.5	1.4	1.1	1.2
仕上げ磨きをする親の割合 (1 歳 6 か月児)		74.1	75.0	73.5	73.7
産後 1 か月で EPDS(注 1) 9 点以上の褥婦の割合		9.7	6.9	4.5	7.0
1 歳 6 か月までに四種混合の予防接種を終了している者の割合 (1 歳 6 か月児) (注 2)		97.9	90.7	93.2	95.0
1 歳 6 か月までに麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合 (1 歳 6 か月児) (注 2)		94.8	85.2	87.2	82.1

注 1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、産後うつ病のリスク度を判定し、支援する指標

注 2 十日町市においては、未接種者に対して個別に接種勧奨を実施しており、最終的な接種者の割合は高くなる。(参考：R5 94.9%)

2 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(単位：％)

指 標		全国	十日町市		
		R2	R3	R4	R5
この地域で子育てをしたいと思う親の割合		94.5	93.5	94.3	94.0
積極的に育児をしている父親の割合		65.8	72.8	70.6	71.2
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 (1 歳 6 か月児)		65.8	50.0	48.9	45.8

3 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

(単位：％)

指 標		全国	十日町市		
		R2	R3	R4	R5
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合		81.8	92.6	87.8	85.6
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合		91.0	92.8	89.8	93.5

4 妊娠期からの児童虐待防止対策

(単位：％)

指 標		全国	十日町市		
		R2	R3	R4	R5
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	93.6	91.1	92.0	86.6
	1歳6か月児	82.7	81.4	77.6	86.0
	3歳児	67.3	68.4	66.8	68.8
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合(3・4か月児)		97.6	97.7	97.9	98.4

※1 「健やか親子21(第2次)」とは

「健やか親子21(第2次)」は、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民運動計画である。平成27年度から令和6年度までを第2次計画として定め、「全ての子どもが健やかに育つ社会」を目指す姿としている。

なお、指標については、乳幼児健康診査時に保護者に対して行う全国一律の問診票により算出するものである。

※2 本表は、母子保健計画に関連のある項目のみ抜粋し掲載したものである。

十日町市の教育・保育施設等一覧（令和 7 年 3 月現在）

1 認可保育所（公立）

	施設名	定員	住所
1	鑑島保育園	50	十日町市南鑑坂 234 番地 1
2	高山保育園	65	十日町市錦町二丁目 57 番地
3	きらきら西保育園	100	十日町市下川原町 2 番地
4	松之山保育園	40	十日町市松之山 1157 番地 8

2 認可保育所（私立）

	施設名	定員	住所	運営法人
1	十日町幼児園	50	十日町市本町西一丁目 253 番地	(福)おりいぶ会
2	大井田保育園	60	十日町市四日町 1680 番地 19	(福)大井田会
3	山本愛泉保育園	30	十日町市山本町二丁目 975 番地	(福)山本愛泉保育園

※大井田保育園は令和 7 年 4 月に「認定こども園大井田こども園」に移行・名称変更予定

3 認定こども園

	施設名	定員	住所	運営法人
1	十日町カトリック天使幼稚園	45	十日町市寿町四丁目 4 番地 7	(学)聖母学園
2	むつみこども園	85	十日町市下条三丁目 465 番地 9	(学)下条学園
3	愛宕幼稚園	95	十日町市川原町 853 番地 6	(学)放光学園
4	慈光こども園	95	十日町市川治 877 番地 1	(福)八千代会
5	いずみこども園	55	十日町市昭和町三丁目 18 番地 1	(福)水月会
6	中条こども園	55	十日町市中条甲 1022 番地 7	(福)まどか会
7	北越こども園	75	十日町市本町六の一丁目 79 番地 1	(福)北越福祉会
8	しんざこども園	60	十日町市新座甲 823 番地 4	(福)十日町福祉会
9	うえのこども園	50	十日町市上野乙 166 番地	(福)十日町福祉会
10	あおのもり	115	十日町市馬場丁 1577 番 2	(福)森の保育園
11	中里なかよし保育園	120	十日町市田中口 259 番地 1	(福)清津福祉会
12	まつだい保育園	35	十日町市松代 3526 番地 10	(福)松代福祉会
13	千手さくら保育園	65	十日町市上新井 87 番地 3	(福)松代福祉会

4 小規模保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	しらうめ保育園	12	十日町市高田町四丁目 3 番地 1	NPO 法人しらうめ保育園

5 地域保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	水沢南部保育園	40	十日町市馬場甲 834 番地 1	水沢南部保育園運営委員会

6 小学校

	施設名	住所
1	十日町小学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32
2	中条小学校	十日町市中条甲 1242 番地 1
3	東小学校	十日町市四日町新田 375 番地
4	飛渡第一小学校	十日町市中条戊 2033 番地 1
5	川治小学校	十日町市川治 688 番地 2
6	吉田小学校	十日町市山谷 1958 番地
7	鑑島小学校	十日町市南鑑坂 449 番地 3
8	下条小学校	十日町市下条四丁目 241 番地
9	水沢小学校	十日町市馬場丁 1641 番地
10	馬場小学校	十日町市馬場乙 1575 番地 ※令和 6 年度末閉校予定
11	西小学校	十日町市西本町一丁目 365 番地 1
12	千手小学校	十日町市上新井 32 番地
13	上野小学校	十日町市上野甲 1376 番地
14	橘小学校	十日町市野口 1 番地 1
15	田沢小学校	十日町市上山己 1492 番地
16	松代小学校	十日町市松代 3268 番地 5
17	松之山小学校	十日町市松之山 1162 番地 3

7 中学校

	施設名	住所
1	十日町中学校	十日町市新座甲 2 番地 10
2	中条中学校	十日町市中条甲 569 番地 1
3	南中学校	十日町市北新田 142 番地 1
4	吉田中学校	十日町市小泉 106 番地 1
5	下条中学校	十日町市下条四丁目 241 番地
6	水沢中学校	十日町市馬場丁 2006 番地
7	川西中学校	十日町市霜条 51 番地
8	中里中学校	十日町市桔梗原キ 1301 番地
9	松代中学校	十日町市松代 5562 番地 1
10	松之山中学校	十日町市松之山 1162 番地 3

8 特別支援学校

	施設名	住所
1	ふれあいの丘支援学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32

9 子育て支援センター

	施設名	住所	備考
1	子育て支援センター「くるる」	十日町市本町二丁目4番地1	アップルとおかまち1階
2	川西子育て支援センター「えくぼ」	十日町市上野乙166番地	うえのこども園併設
3	中里子育て支援センター「きらりん」	十日町市田中ロ259番地1	中里なかよし保育園併設
4	松代子育て支援センター「すくすく」	十日町市松代3526番地10	まつだい保育園内
5	松之山子育て支援センター「にこにこ」	十日町市松之山1157番地8	松之山保育園内

10 放課後児童クラブ（学童保育）

	施設名	住所	備考
1	十日町小学校放課後児童クラブ	十日町市学校町一丁目614番地32	十日町小学校併設
2	中条小学校放課後児童クラブ	十日町市中条甲1242番地1	中条小学校併設
3	東小学校放課後児童クラブ	十日町市四日町新田375番地	東小学校内
4	川治小学校放課後児童クラブ	十日町市川治688番地2	川治小学校内
5	水沢小学校放課後児童クラブ	十日町市馬場丁1641番地	水沢小学校内
6	西小学校放課後児童クラブ	十日町市西本町一丁目365番地1	西小学校内
7	鑑島小学校放課後児童クラブ	十日町市南鑑坂449番地3	鑑島小学校内
8	下条小学校放課後児童クラブ	十日町市下条四丁目183番地2	ケアホームげじょう内
9	千手小学校放課後児童クラブ	十日町市上新井32番地	千手小学校内
10	上野小学校放課後児童クラブ	十日町市上野甲1376番地	上野小学校内
11	橘小学校放課後児童クラブ	十日町市野口1番地1	橘小学校内
12	田沢小学校放課後児童クラブ	十日町市上山己1492番地	田沢小学校内
13	松代小学校放課後児童クラブ	十日町市松代3268番地5	松代小学校併設
14	松之山保育園学童保育	十日町市松之山1157番地8	松之山保育園内
15	ほくえつジュニアらんど	十日町市本町六の一丁目79番地1	北越こども園内
16	放課後児童クラブ「コロボックル」	十日町市川治877番地1	慈光こども園併設
17	あいせんひまわりクラブ	十日町市山本町二丁目975番地	山本愛泉保育園内
18	水沢南部保育園学童保育	十日町市馬場甲834番地1	水沢南部保育園内

11 病児・病後児保育施設

	区分	施設名	住所	備考
1	病児保育	子育て・健康支援センター「ちくたく」	十日町市馬場丙1550番地3	たかき医院併設
2	病後児保育	十日町幼稚園	十日町市本町西一丁目253番地	十日町幼稚園併設
3	病後児保育	慈光こども園病後児保育室「慈光ぼけっと」	十日町市川治4522番地	慈光こども園併設

12 児童センター

	施設名	住所
1	児童センター「めぐらんど」	十日町市学校町一丁目808番地6

十日町市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	条例第3条第2項における区分等	備考
会 長	高橋しげ子	学識経験者	
副会長	渡邊百合子	関係団体の推薦を受けた者	
委 員	佐藤菜菜子	こどもの保護者	十日町地域
〃	丸山 結香	こどもの保護者	川西地域
〃	高野 庸子	こどもの保護者	中里地域
〃	柳 直行	こどもの保護者	松代地域
〃	相澤美紗子	こどもの保護者	松之山地域
〃	阿部とよ子	関係団体の推薦を受けた者	
〃	佐藤あゆみ	関係団体の推薦を受けた者	
〃	滋野 民子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市公立保育所代表
〃	保坂 吉俊	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市主任児童委員会委員長
〃	高橋智恵子	市長が特に必要があると認める者	公募委員



十日町市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、十日町市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 1・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(令 5 条例 1・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

十日町市こども計画

発行・編集：十日町市市民福祉部子育て支援課

住 所：〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電 話：025-757-3719

発 行：令和7年3月

